

表 申告受付日程と前年実績による混雑予想

○印…実施日（受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ※出張相談、無料相談を除く）

	2月6日(月)	2月7日(火)	2月8日(水)	2月9日(木)	2月10日(金)
市役所（1階）	○（大変混雑）	○（混雑）			
五日市出張所				○（大変混雑）	○（大変混雑）
中央公民館				○（出張相談※1）	
市役所（1階）	○（混雑）		○（大変混雑）	○（大変混雑）	○（大変混雑）
市役所（5階）	○（税理士無料相談※2）				
五日市出張所		○（出張相談※3）		○（大変混雑）	○（混雑）
市役所（1階）	○（混雑）	○（大変混雑）	○（大変混雑）	○（大変混雑）	○（混雑）
五日市出張所				○（混雑）	○（混雑）
市役所（1階）	○（混雑）	○（混雑）	○（大変混雑）	○（混雑）	○（混雑）
五日市出張所				○（混雑）	○（混雑）
市役所（1階）	○（大変混雑）	○（混雑）	○（混雑）	○（混雑）	○（大変混雑）
五日市出張所					
市役所（1階）	○（大変混雑）	○（大変混雑）	○（大変混雑）	・午前中に受付できる人数に限りがありますので、状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。 ・午前と午後の早い時間は大変混雑します。	
五日市出張所					

- ※1…税務署職員が所得税の確定・還付申告を受け付けます。税理士による申告書作成アドバイスも行います（市役所では受付を行いません）。
- ・場所：中央公民館3階集会室
 - ・税務署出張相談受付時間：午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ
- ※2…税理士による無料申告相談を行います。2月14日（火）は市職員による受付は行いません。
- ・場所：市役所5階503会議室
 - ・相談受付時間：午前9時～10時30分ごろ、午後1時～3時ごろ
- ※3…税務署職員が所得税の確定・還付申告を受け付けます。税理士による申告書作成アドバイスも行います（市職員による受付は行いません）。
- ・五日市出張所2階 五日市地域交流センター
 - ・税務署出張相談受付時間：午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ

平成28年分確定申告・平成29年度住民税（市・都民税）の申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

青梅税務署での確定申告受付・相談

▽日時 2月9日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時（8時30分から受付、土曜・日曜を除く）

▽場所 青梅税務署申告書作成会場 ※2月1日(水)～3月31日(金)は、

日曜日の申告書作成提出など

▽日時 2月19日・26日の日曜日 午前9時～午後5時（8時30分から受付）

▽場所 立川税務署

国税庁ホームページから申告書の作成ができます

自宅のパソコンで、所得税等の申告書や青色申告決算書などを事前に作成、印刷し、提出することが出来ます。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただく、作成した申告書データをそのまま送信して提出することが出来ます。詳しくは、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

市役所での申告受付・相談

▽期日 2月6日(月)～3月15日(水)

▽場所 市役所1階コミュニティホールほか

※受付会場や受付時間が異なる場合がありますので、ご確認の上、お越しください。

▽次の場合は、青梅税務署で申告してください。土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金等特別税額控除の初年度申告、営業・農業などの事業所得（決算書の記入がない方）、消費税、贈与税

公的年金等が400万円以下の方でも申告が必要な場合があります

所得税の還付を受ける方は、

青梅税務署からのお知らせ

青梅税務署職員と税理士による確定申告出張相談

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書作成のアドバイスを受けながら提出できます。

※内容が複雑な相談（譲渡所得、贈与税）などは、青梅税務署でご相談ください。

▽期日・場所 2月8日(水)～10日(金)：中央公民館

●2月14日(火)：五日市出張所
▽受付時間 午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ
※混雑状況で、受付時間を変更することがあります。

▽期日・場所 2月13日(月)～16日(木)

確定申告が必要です。また、年金の源泉徴収票に記載されているものの以外の控除（社会保険料、生命保険料、医療費等の控除、扶養親族の追加など）がある方は、住民税（市・都民税）の申告をすることで、住民税額が下がる場合がありますので、住民税の申告をしてください。

住民税の申告が必要な方

- 勤務先からあきる野市へ給与支払報告書の提出がない方
- その他の所得があり、確定申告をする必要がない方
- 収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になっている方
- 年金収入が400万円以下で控除（社会保険料、地震・生命保険料、医療費等の控除など）の追加がある方

●遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの方
申告に必要なもの

- ①平成28年中の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票（原本）・収支明細書など）
 - ②はんこ
 - ③社会保険料（国民健康保険税・介護保険料など）の支払額がわかる書類
 - ④控除証明書類（国民年金等や生命・地震などの各種保険会社の証明書）
 - ⑤マイナンバーカードが通知カード（通知カードの場合は、運転免許証・パスポートなど本人確認ができる書類）
 - ⑥前年分の確定申告書などの控え
 - ⑦申告者本人の口座番号、支店名が分かるもの
- ※医療費控除を受ける方は、事前に領収書を集計し、明細書

日(木) 市役所5階503会議室

▽受付時間 午前9時～10時30分ごろ、午後1時～3時ごろ
※混雑状況で、受付時間を変更することがあります。

▽対象 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税で相談を希望される方（はんこ、申告書作成に必要な書類と前年の確定申告書の控えなどをお持ちください）

※複雑な相談（譲渡所得、内容）や医療費の領収書などの返却を希望される方は、青梅税務署でご相談ください。

確定申告用紙などの郵送停止のお知らせ

平成27年分の確定申告で、申

にまとめてからお持ちください。申告内容により、別途必要となる場合があります。

混雑が予想される場合の受付体制

混雑状況で、午前の受付が午後の受付になる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※午後の受付は、午前の受付ができなかった方を優先します。

※午後4時まで受付を行いますので、混雑が解消される午後の受付をお勧めします。

※受付の日程や時間、混雑状況の目安は表を確認してください。

問合せ 課税課市民税係（直通558・1682）

提示「写しの添付」が必要となりました。

※窓口などで確定申告書を提出する方は、マイナンバーの確認や身元確認に時間がかかりますので、あらかじめマイナンバーカードか通知カード、運転免許証などの書類とその写しをご用意ください。

※e-Taxを利用する方は、「本人確認書類の提示」「写しの提出」は不要です。

※「通知カード」「マイナンバーカード」「マイナンバー制度」に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120・95・0178（無料））へお問い合わせください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門（☎0428・22・3185）